

2022年9月8日

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な事業所
- ・ 使用人の状況
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

株式会社夢真ビーネックスグループ

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、当社ホームページ (<https://www.yumeshin-benext.co.jp>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

事業報告

1. 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループは、顧客企業への研究開発、設計、建設分野における派遣・請負、生産技術などの技術分野に対する派遣・請負・委託の事業及び製造工程等における請負・受託・派遣の事業を主要な事業としております。

2. 主要な事業所（2022年6月30日現在）

事業区分	会社名	所在地
持株会社	株式会社夢真ビーネックスグループ	東京都港区
機電・IT領域	株式会社ビーネックステクノロジーズ	東京都港区
	株式会社夢テクノロジー	東京都千代田区
	株式会社ビーネックスソリューションズ	東京都千代田区
	株式会社オープンアップシステム	東京都千代田区
	株式会社アクシス・クリエイト	東京都千代田区
建設領域	株式会社夢真	東京都港区
製造領域	株式会社ビーネックスパートナーズ	東京都港区
海外領域	Gap Personnel Holdings Limited	イギリス
	Quattro Recruitment Limited	イギリス

3. 使用人の状況（2022年6月30日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比	増減
機電・IT領域	12,458名		1,203名増
建設領域	6,043名		181名増
製造領域	2,663名		281名増
海外領域	7,563名		2,708名減
その他（持株会社含む）	357名		60名増
合計	29,084名		983名減

4. 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 株式会社夢真ビーネックスグループ第3回新株予約権

名称	第3回新株予約権
効力発生日	2021年4月1日
新株予約権の発行総数	1,418個
新株予約権の目的となる株式	当社普通株式 89,334株
新株予約権の発行価額	総額 1,486,064円 (新株予約権1個につき1,048円)
権利行使時1株当たりの行使価額	1,271円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 113,543,514 円 (新株予約権 1 個につき 80,073 円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし (計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)、当該資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の主な行使条件	(注)
新株予約権を行使することができる期間	自 2021 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
割当先	当社役員および当社子会社従業員
役員の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役 (社外取締役を除く) 保有者数 : 1 名 新株予約権の数 : 25 個 目的となる株式数 : 63 株 ・社外取締役 保有者数 : 1 名 新株予約権の数 : 100 個 目的となる株式数 : 63 株 ・監査役 保有者数 : 1 名 新株予約権の数 : 100 個 目的となる株式数 : 63 株

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生じる場合には、小数点第 1 位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (a) 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%
 - (b) 2023 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日
新株予約権者が割合を受けた本新株予約権の総数の 100%
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社の認める正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

ロ. 株式会社夢真ビーネックスグループ第 4 回新株予約権

名称	第 4 回新株予約権
効力発生日	2021 年 4 月 1 日
新株予約権の発行総数	616 個

新株予約権の目的となる株式	当社普通株式 38,808 株
新株予約権の発行価額	総額 889,504 円 (新株予約権 1 個につき 1,444 円)
権利行使時 1 株当たりの行使価額	1,474 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 57,202,992 円 (新株予約権 1 個につき 92,862 円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の主な行使条件	(注)
新株予約権を行使することができる期間	自 2021 年 4 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日
割当先	当社役員および当社子会社従業員
役員の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役（社外取締役を除く） 該当なし ・社外取締役 該当なし ・監査役 保有者数：1 名 新株予約権の数：40 個 目的となる株式数：63 株

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社の認める正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

ハ. 株式会社夢真ビーネックスグループ第 6 回新株予約権

名称	第 6 回新株予約権
効力発生日	2021 年 4 月 1 日
新株予約権の発行総数	10,659 個
新株予約権の目的となる株式	当社普通株式 671,517 株

新株予約権の発行価額	総額 38,713,488 円 (新株予約権 1 個につき 3,632 円)
権利行使時 1 株当たりの行使価額	117 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 78,567,489 円 (新株予約権 1 個につき 7,371 円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし (計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)、当該資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の主な行使条件	(注) 1
新株予約権を行使することができる期間 (注) 2	自 2022 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日
割当先	当社役員および当社子会社従業員
役員の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役 (社外取締役を除く) 保有者数 : 2 名 新株予約権の数 : 3,600 個 目的となる株式数 : 63 株 ・社外取締役 該当なし ・監査役 保有者数 : 1 名 新株予約権の数 : 10 個 目的となる株式数 : 63 株

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、以下では、夢真ホールディングスの建設技術者派遣及び付随事業のセグメントに 2021 年 3 月末時点において帰属していた企業及び事業に係る営業利益、並びに 2021 年 4 月以降に当該セグメントに新たに帰属する企業及び事業に係る営業利益について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「建設系セグメント利益」という。
- (a) 夢真ホールディングスの第 43 期第 2 四半期報告書 (2020 年 10 月から 2021 年 3 月) における建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、2021 年 4 月から 2021 年 9 月の建設系セグメント利益の合計額が 5,800 百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が 26.8% 以下の場合
本新株予約権の 1/3 行使可能
- (b) 2021 年 10 月から 2022 年 9 月の建設系セグメント利益の額が 6,200 百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が 26.2% 以下の場合
本新株予約権の 1/3 行使可能
- (c) 2022 年 10 月から 2023 年 9 月の建設系セグメント利益の額が 7,000 百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が 25.8% 以下の場合
本新株予約権の 1/3 行使可能なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社の認める正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間 (いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。) において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- ① 2022年1月1日から2025年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の1/3
- ② 2023年1月1日から2025年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の2/3
- ③ 2024年1月1日から2025年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の100%

ニ. 株式会社夢真ビーネックスグループ第7回新株予約権

名称	第7回新株予約権
効力発生日	2021年4月1日
新株予約権の発行総数	10,423個
新株予約権の目的となる株式	当社普通株式 656,649株
新株予約権の発行価額	総額 39,649,092円 (新株予約権1個につき3,804円)
権利行使時1株当たりの行使価額	117円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 76,827,933円 (新株予約権1個につき7,371円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)、当該資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の主な行使条件	(注) 1
新株予約権を行使することができる期間(注) 2	自 2023年1月1日 至 2025年12月31日
割当先	当社役員および当社子会社従業員
役員の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役(社外取締役を除く) 保有者数: 1名 新株予約権の数: 5,100個 目的となる株式数: 63株 <ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役 該当なし <ul style="list-style-type: none"> ・監査役 該当なし

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、以下では、株式会社夢真ホールディングスのエンジニア派遣及び付随事業のセグメントに2021年3月末時点において帰属していた企業及び事業に係る営業利益、並びに2021年4月以降に当該セグメントに新たに帰属する企業及び事業に係る営業利益について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「エンジニア系セグメント利益」という。

- (a) 株式会社夢真ホールディングスの第43期第2四半期報告書(2020年10月から2021年3月)におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、2021年4月から2022年9月のエンジニア系セグメント利益の合計額が1,800百万円を超過した場合
本新株予約権の1/3行使可能
- (b) 2022年10月から2023年9月のエンジニア系セグメント利益の額が2,500百万円を超過した場合
本新株予約権の1/3行使可能
- (c) 2023年10月から2024年9月のエンジニア系セグメント利益の額が5,000百万円を超過した場合
本新株予約権の1/3行使可能

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社の認める正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。
- ① 2023年1月1日から2025年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の1/3
- ② 2024年1月1日から2025年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の2/3
- ③ 2025年1月1日から2025年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の100%

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

イ. 2015年11月20日開催の取締役会決議に基づき交付した新株予約権等の当事業年度末における状況

名称	第1回有償新株予約権
発行決議日	2015年11月20日
新株予約権の目的となる株式	当社普通株式 300,400株(注)1
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき1,900円
権利行使時1株当たりの行使価額	596円(注)1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき238,400円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)、当該資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の主な行使条件	(注)2
新株予約権を行使することができる期間	自2016年10月1日 至2022年12月24日
割当先	当社役員および当社子会社従業員

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使時1株当たりの行使価額は、2016年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び

2019年7月1日付株式分割（1株につき2株の割合）により調整して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、下記 (a) から (d) に掲げる各事業年度（以下、「判定事業年度」という。）において、当社の経常利益が一定の水準（以下、「業績目標水準」という。）を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした事業年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
- (a) 判定事業年度：2016年6月期
業績目標水準：経常利益 23 億円
行使可能割合：20%
 - (b) 判定事業年度：2016年6月期から 2018年6月期の3事業年度
業績目標水準：いずれかの事業年度において経常利益 30 億円
行使可能割合：上記 (a) に加えて 20%
 - (c) 判定事業年度：2016年6月期から 2018年6月期の3事業年度
業績目標水準：いずれかの事業年度において経常利益 40 億円
行使可能割合：上記 (a) 及び (b) に加えて 10%
 - (d) 判定事業年度：2016年6月期から 2020年6月期の5事業年度
業績目標水準：いずれかの事業年度において経常利益 50 億円
行使可能割合：100%
- ② 上記①にかかわらず、2016年6月期から 2018年6月期のいずれかの期の経常利益が 16.23 億円を下回った場合には、既に①に従い権利行使が可能となったものをのぞき、それ以降に当該条件を充たしたとしても、本新株予約権を行使することはできない。
- ③ 上記①及び②における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として設定すべき数値を取締役会にて定めるものとする。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

ロ. 2021年4月1日付吸収合併に伴い交付した新株予約権

(イ) 株式会社夢真ビーネックスグループ第2回新株予約権

名称	第2回新株予約権
効力発生日	2021年4月1日
新株予約権の発行総数	4,893 個
新株予約権の目的となる株式	当社普通株式 308,259 株
新株予約権の発行価額	総額 33,380,046 円 (新株予約権1個につき 6,822 円)
権利行使時1株当たりの行使価額	1 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 308,259 円 (新株予約権1個につき 63 円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の主な行使条件	(注)

新株予約権を行使することができる期間	自 2021 年 4 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
割当先	当社役員および当社子会社従業員

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 本合併の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する 5 取引日において東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも本合併を承認する取締役会決議日前日の終値に 60% を乗じた価格（1 円未満切り捨て）を下回った場合、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社の認める正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が、当社または当社関係会社の使用人である場合、当社または当社関係会社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(ロ) 株式会社夢真ビーネックグループ第 5 回新株予約権

名称	第 5 回新株予約権
効力発生日	2021 年 4 月 1 日
新株予約権の発行総数	5 個
新株予約権の目的となる株式	当社普通株式 4,725 株
新株予約権の発行価額	総額 23,750 円 (新株予約権 1 個につき 4,750 円)
権利行使時 1 株当たりの行使価額	1,006 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	総額 4,753,350 円 (新株予約権 1 個につき 950,670 円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の主な行使条件	(注)
新株予約権を行使することができる期間	自 2021 年 4 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日
割当先	当社子会社従業員

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本合併の効力発生日後、株式会社夢テクノロジー（以下「夢テクノロジー」という。）の役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が、夢テクノロジーの使用人である場合、夢テクノロジーの就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。

- ③ 新株予約権者が、夢テクノロジーの取締役である場合、会社法上、必要な手続きを経ず、同法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条第2号若しくは第3号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 会計監査人の状況

① 名称 EY 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 109百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額 2百万円

合計 111百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 111百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準(IFRS)の導入に関する助言・指導業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に係る株主総会に提出する議案の内容を決定します。会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会は会計監査人を解任いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益配分を重要な経営課題と認識し、安定的な配当の実施を基本としながら、当社グループの今後の発展と企業体質の強化のための内部留保を行いつつ、業績に応じた配当を加味することとしております。

また、剰余金の配当の決議機関は、定款により取締役会と定めております。

当事業年度は、中間配当金で1株当たり17.00円、期末配当金で1株当たり28.00円とすることを決議いたしました。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するため「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、当該基本方針による体制及びその運用状況の概要については以下に記載いたします。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 公正で透明性のある企業を目指し、「社会、人権、環境等に関する企業倫理規程」を定め、社員等（取締役及び使用人をいう。以下同じ）はこれを遵守します。
- ロ. 業務執行を行うグループ各社に、代表取締役及び業務部門責任者等を構成員とするコンプライアンス会議を設置し、グループ全体のコンプライアンスを推進しています。
- ハ. 取締役会規則、経営会議規程、組織権限規程など組織の運営に関する諸規程を整備し、適正に運用しています。
- ニ. 暴力団対策法等の趣旨に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じることや反社会的勢力を利用する等の行為を行わないことを「社会、人権、環境等に関する企業倫理」に定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係断絶のため、新規取引時に事前調査、従業員教育、取引関係の監査および取締役会による監督を実施しています。
- ホ. 内部統制・牽制機能として内部監査部を設置し、代表取締役の承認を受けた年間監査計画に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査役に報告します。

[運用状況]

- ・「社会、人権、環境等に関する企業倫理」をはじめとする各種規程を社員が常時閲覧できる環境としています。
 - ・国内の主要なグループ会社において、コンプライアンスの遵守状況を確認、是正する場としてコンプライアンス会議を月次開催し、取り組むべき課題を適正に把握、対応しています。さらに、当社は、人権、環境、情報管理、不正行為、内部通報等に関する項目のモニタリングも実施し、仮に重大な事案が生じる場合には迅速な状況把握と対策を行っています。また、当社取締役会においては、その状況を月次で報告を受けるとともに改善等も促すこととしています。
 - ・反社会的勢力に対して、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っています。また、社員には、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し社員教育を実施しており、定期的取引先を対象とする調査を行い反社会的勢力の排除に努めています。
 - ・内部監査部は、年度計画に基づき、各種法令・社内規程の遵守状況及び職務執行の状況を監査しています。また、月次で代表取締役及び監査役へ監査の進捗状況及び監査結果を報告しています。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程その他関連する規程に基づき、管理及び保存を行います。
 - ロ. これらの情報については、すべての取締役・監査役が常時閲覧できる状態を維持します。
 - ハ. これらの情報管理は、関連する規程類の定めに従って担当部門が厳正に行います。

[運用状況]

- ・情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき担当部門が適切に管理することとし、必要に応じて閲覧できるようにしております。また、廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄することとしております。
- ③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社及びグループ各社の危機管理規程において、経営危機に直面した場合の対応について基本方針、優先順位、対策本部の設置等を定めています。
 - ロ. 損失の危険の発生の可能性については、当社内部監査部がリスク要因を集約し、内部統制委員会等において検討の上で特定しております。また、それに基づいてリスク発生の予兆を絶えず監視し、適宜対処してまいります。
 - ハ. 地震や火災等、大規模災害発生の場合を想定した社内組織体制・社内外連絡体制等を整え、万一の場合に備えております。

[運用状況]

- ・事業継続計画書を定める他に、内部統制委員会で年1回リスクの見直しを行っております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の業務分掌を定めております。
 - ロ. 経営会議等における取締役及び業務部門責任者等との活発な意見交換を奨励します。
 - ハ. 組織権限規程等で職務権限の明確化を図り、自律的な職務の遂行を図るとともに、相互牽制の行き届く体制を整備します。
 - ニ. 業務の効率化を図り、効率の最大化を実現するために、客観的で合理性のある経営管理指標を策定し、それに基づいた進捗管理・評価を行います。

ホ. 取締役の選解任、評価、報酬の決定を公正・透明に行うため、社外取締役が構成員の過半数を占める、指名・報酬委員会を設置しております。

[運用状況]

- ・組織権限規程の改定及び業務部門責任者の任命は、取締役会にて実施しており、組織の改廃等に応じて適宜実施しております。
- ・経営会議は、代表取締役及び常勤取締役が構成員となり、構成員の協議をもって構成員以外の者を出席させることで、重要事項の決定において客観的な意見の確保を行っております。
- ・グループ各社は、事業計画を策定し、月次決算時に経営管理指標の達成状況を確認・検証し対策を立案、実行しております。

⑤ 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社とグループ各社間で情報共有等を行う会議を定期的で開催するとともに、グループ各社の業務執行に係る重要事項については、当社に定める「グループ会社管理規程」及び国内グループ会社においては「報告規程」に則り、海外グループ会社においては当社の事業統括部門を責任部署と定め報告規程と同様の報告がなされる体制に従い、当社への報告または承認を得ることを求め、管理を行います。

ロ. コンプライアンス、リスク管理体制及びその他内部統制に必要な制度は、当社及びグループ会社を含めた横断的なものとし、当社が各社の個別事情を勘案しつつその管理指導にあたります。

ハ. 当社内部監査部が、グループ各社の業務活動全般における内部監査を実施いたします。

ニ. グループ各社は、当社の監査役及び内部監査部に対してリスク情報を含めた業務執行状況の報告を行います。

[運用状況]

- ・グループ会社を主管する部署を当社内に設置し、当社が定める「グループ会社管理規程」及びその他関連する規程並びに国内グループ会社においては「報告規程」に則り、海外グループ会社においては報告規程と同様の報告がなされる体制に従い、グループ各社の管理指導を行っております。
- ・当社内部監査部がグループ各社を対象として、グループで統一した基準による内部監査を行っております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会に監査役スタッフを配置し、監査役の業務を補助させるものとします。

[運用状況]

- ・総務法務担当部門に監査役の業務補助を行うスタッフを設置し、各監査役の職務執行の補助を行っています。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

イ. 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して社員等の指揮命令を受けないものとします。

ロ. 前号に定める監査役スタッフの発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとします。

[運用状況]

- ・各監査役は、監査役スタッフへ直接指揮命令を行っております。

⑧ 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

イ. 監査役は独自でグループ各社への直接監査を計画・実施しており、内部統制に関する事項についてグループ各社より監査役に対して報告される体制とします。また、当社及びグループ各社の内部通報窓口担当部署は、重要な通報について監査役に報告するものとします。さらに、監査役は必要に応じて社員等に対して報告を求めることができます。

ロ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

ハ. 取締役は、監査役が取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容について事前に提示します。

ニ. 監査役は、重要な会議の議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとします。

[運用状況]

- ・監査役は取締役会ほか重要会議に出席し、役員決裁以上の稟議を閲覧するほか、社長インタビュー・関連部門のヒアリング・社内各部署の往査等を通じ会社業務の執行状況を監査しています。
- ・監査役は子会社監査役と定期的に意見・情報交換を行うほか、子会社の往査を実施しています。

・監査役は、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備状況を確認しています。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が内部監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保します。

[運用状況]

・監査役は、内部監査部及び会計監査人と定期的に意見・情報交換を実施し、監査の実効性を高めています。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとします。

[運用状況]

・監査役の職務執行により生ずる費用の前払いや費用の精算は、監査役スタッフが窓口となり適切に行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,436	82,785	8,937	△385	95,773
当期変動額					
新株の発行	124	124			249
剰余金の配当			△3,962		△3,962
親会社株主に帰属する当期純利益			3,837		3,837
自己株式の取得				△4,050	△4,050
自己株式の処分		6		73	80
連結子会社株式の取得による持分の増減		△242			△242
非支配株主に係る売建プット・オプション負債の変動等			△282		△282
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	124	△111	△407	△3,976	△4,370
当期末残高	4,561	82,673	8,529	△4,362	91,402

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調節累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6	153	4	164	88	142	96,169
当期変動額							
新株の発行							249
剰余金の配当							△3,962
親会社株主に帰属する当期純利益							3,837
自己株式の取得							△4,050
自己株式の処分							80
連結子会社株式の取得による持分の増減							△242
非支配株主に係る売建プット・オプション負債の変動等							△282
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	△72	△1	△18	125	△83	22
当期変動額合計	55	△72	△1	△18	125	△83	△4,348
当期末残高	62	80	2	145	213	59	91,821

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 42社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ビーネックステクノロジーズ
株式会社ビーネックスソリューションズ
株式会社アクシス・クリエイト
株式会社夢テクノロジー
株式会社夢真
株式会社ビーネックスパートナーズ
Gap Personnel Holdings Limited
Quattro Recruitment Limited

株式会社アクシス・クリエイトは、同社を存続会社として、株式会社アクシスヒューマンデベ
ロップメントを消滅会社とする吸収合併を行っております。

また、連結子会社Gap Personnel Holdings LimitedがDriving Force Recruitment Limitedの株
式を取得したため、同社及び同社の子会社2社を連結の範囲に含めております。

さらに、当社がMTrec Limitedの株式を売却し、同社及び同社の子会社であるMTrec Care
Limitedを連結の範囲から除外しております。

Trust Tech Vietnam Company Ltd. は、同社を存続会社として、同じく連結子会社である
YUMESHIN VN CO. LTDを消滅会社とする吸収合併を行っております。

株式会社インフォメーションポートは、同社を存続会社として、株式会社アローインフォメ
ーション及び株式会社エス・ビー・オーを消滅会社とする吸収合併を行い、商号を株式会社オー
プンアップシステムに変更しております。

また、当社は株式会社日本アクシスの株式を取得し、同社を連結の範囲に含めております。

Yume Global Taiwan co., Ltd. は清算を結了したため、連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

- (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・関連会社の名称 山東聯信智達人力資源有限公司
広州点米信科人力資源有限公司
L&A INVESTMENT CORPORATION

- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

- ③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社の山東聯信智達人力資源有限公司、広州点米信科人力資源有限公司及びL&A
INVESTMENT CORPORATIONの決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財
務諸表を使用しております。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社ビーネックステクノロジーズ他30社の決算日は連結決算日と一致しており
ます。

托斯蒂客(上海)人才咨询有限公司他6社の決算日は12月31日、Yume Global Vietnam Co Ltd., 他3社
の決算日は9月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、托斯蒂客(上海)人才咨询有限公司他10社においては、連結決算日
現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

また、当連結会計年度より、英国の連結子会社9社は決算日を3月31日から6月30日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において2021年4月1日から2022年6月30日までの15か月間を連結しております。

なお、決算期変更に伴い当該英国の連結子会社が計上した2021年4月1日から2021年6月30日までの売上高は8,429百万円、営業損失は80百万円、経常損失は80百万円、当期純損失は80百万円であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

③ 固定資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また在外連結子会社は、所在地国の会計基準に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～12年
工具器具及び備品	2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
顧客関連資産	5～14年
受注残	1年

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ・IFRS16号に基づく使用权資産

国際財務報告基準を適用している子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」）を適用しております。これにより、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められる額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 機電・IT領域、建設領域、製造領域及び海外領域

当社グループは主に、製造業の技術開発部門及び製造部門を対象とした人材サービス及び業務の請負・受託等のトータルサービスを国内外にて展開しております。これらは主に日常的又は反復的なサービスであり、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。

人材サービス及び業務の請負・受託等の取引の対価は、主に労働の対価及び成果物の対価としての請求となっており、派遣業務に係る通勤交通費見合いの額等は、当該サービス提供の対価の一部であり、当社グループの役割が本人に該当する取引は、総額で収益を認識しております。また、取引の対価は、概ね3か月以内に受領しております。

また、人材紹介料として、一部の取引先に対して、当社技術者等が取引先に入社した時点で収益を認識しております。なお、顧客から受け取ったまたは受け取る対価のうち、将来返金されると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を、返金負債に計上しております。

ロ. その他

当社連結子会社の株式会社SAMURAIがオンラインプログラミング学習サービスなどを行っており、サービス提供期間（講座の受講期間）に対応して売上高として按分しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却を行っております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・通勤交通費見合いの額等を純額から総額への変更

顧客から受け取る派遣技術社員及び派遣技能社員に係る通勤交通費見合いの額等について、顧客から受け取る対価から派遣技術社員及び派遣技能社員へ支払う額を控除した純額で収益を認識しておりましたが、派遣業務に係るサービス提供の対価の一部であり、連結子会社の役割が本人に該当する取引と判断し、総額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が908百万円、売上原価が958百万円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

・一時点から一定期間への収益認識時点の変更

従来は、請負業務について、顧客との契約の完了時に一時点で収益認識をしておりましたが、顧客に対する財又はサービスの提供の履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が122百万円、売上原価が68百万円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

収益認識期会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

なお、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上したのれんの計上額
連結貸借対照表に計上した株式会社夢真ののれん 64,119百万円

(2) その他見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の可否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上する必要があります。

当連結会計年度において、当該のれんは、減損の兆候はないと判断しております。

②当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの減損の兆候の有無の判定においては、株式会社夢真が営む事業の市場予測、当該会社の売上単価、技術社員数、稼働率が主要な仮定となっております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場予測は将来の事業環境の変化など予測不能な前提条件の変化により、のれんの評価に影響を与えるリスクがあります。また、売上単価、技術社員数、稼働率は予測値と実績が乖離した場合、同様のリスクがあります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期など正確に予測することは、困難な状況となっておりますが、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社グループ事業への影響は限定的であったため、将来においても影響は限定的であると仮定し、のれん、その他の無形固定資産の評価及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境に変化が生じた場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(従業員等に信託を用いた株式報酬制度)

当社は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）、執行役員及び執行役員と同等の扱いである上級役職者（以下、「取締役等」）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」という。）を通じて取得され、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度となります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則としてポイント付与後3年を経過した時期となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末が359百万円、245千株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,962百万円

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	33,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	33,500百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	1,047百万円
受取手形及び売掛金	3,669百万円
その他流動資産	197百万円
建物及び構築物	19百万円
機械装置及び運搬具	4百万円
その他固定資産	401百万円
その他投資その他の資産	59百万円
計	5,399百万円

(注) 上記のほか、連結上相殺消去されている以下の資産を担保に供しております。

その他流動資産	723百万円
子会社株式	1,732百万円
その他投資その他の資産	598百万円
計	3,054百万円

② 担保に係る債務

短期借入金 699百万円

(4) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（注）1

売掛金	19,705百万円
電子記録債権	134百万円
契約資産（注）1	176百万円
契約負債（注）2	548百万円

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表のうち「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。

2. 契約負債は、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	91,000,534株	279,585株	—	91,280,119株

(注) 普通株式の発行済株式に係る増加279,585株は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当金(円)	基準日	効力発生日
2021年8月6日 取締役会	普通株式	2,456	27	2021年6月30日	2021年9月13日
2022年2月10日 取締役会	普通株式	1,506	17	2021年12月31日	2022年3月4日

(注) 2021年8月6日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「業績連動型株式報酬信託」の信託口が保有する自社の株式に対する配当金6百万円が含まれております。

2022年2月10日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「業績連動型株式報酬信託」の信託口が保有する自社の株式に対する配当金4百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当金(円)	基準日	効力発生日
2022年8月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,481	28	2022年6月30日	2022年9月9日

(注) 2022年8月5日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「業績連動型株式報酬信託」の信託口が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 330,725株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産に限定して行っております。資金調達については、必要な資金を金融機関の借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式、投資信託及び投資事業組合出資であり、四半期ごとに時価や市況、発行体の財務状態等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である未払費用及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資や運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。

社債は、主として株式取得に伴う資金調達であり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されておりますが、固定金利であるため、金利の変動リスクは限定的であります。

デリバティブ取引は、子会社株式の売建プット・オプションであります。

子会社株式の売建プット・オプションは、当社グループが非支配持分の所有者に対して付与したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金について、取引先ごとの与信枠を予め設定し、期日及び月末残高について毎月の経営会議にて報告を行い、リスクを管理しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下の通りであります。なお、現金及び預金、受取手形（電子記録債権を含む）、売掛金及び契約資産、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等ならびに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

また、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は171百万円であります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
① 投資有価証券			
その他有価証券	800	800	—
資産計	800	800	—
② 社債	327	326	△0
③ 長期借入金	757	739	△18
負債計	1,084	1,066	△18
デリバティブ取引（*）	—	—	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引は、子会社株式の売建プット・オプションに係るものであります。

（注）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 (2022年6月30日)
関連会社株式	859
非上場株式	416

これらについては、「①投資有価証券」には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価の区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：	同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：	レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：	観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	322	—	—	322
資産計	322	—	—	322

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額、477 百万円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定含む）	—	326	—	326
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	739	—	739
負債計	—	1,066	—	1,066

③ 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

原則として、株式（外国株式を含む）につきましては当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1に分類しております。

負債

社債（1年内償還予定含む）及び長期借入金（1年内返済予定含む）

元利金の合計額を当該社債または長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	機電・IT 領域	建設領 域	製造領域	海外領域	計		
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	70,234	36,758	9,661	37,576	154,231	1,205	155,436
一時点で移転される財又はサービス	412	162	21	577	1,173	10	1,183
顧客との契約から生じる収益	70,646	36,921	9,682	38,154	155,405	1,215	156,620
外部顧客への売上高	70,646	36,921	9,682	38,154	155,405	1,215	156,620

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障がい者雇用促進事業及びオンラインプログラミング学習サービス事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は主に、請負契約において進捗度の測定に基づき認識した収益に係る権利であり、当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は主に、サービスの提供前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約資産及び契約負債の残高は「6. 連結貸借対照表に関する注記」に記載のとおりであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,035円 83銭

(2) 1株当たり当期純利益 43円 08銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、254,205株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、254,205株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の吸収分割

1. 取引の概要

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社夢テクノロジー（以下、「夢テクノロジー」という）の機械・電機部門の社内カンパニーであるEG社（以下、「夢テクノロジーEG社」という）を吸収分割（以下、「本吸収分割」という）し、同じく当社子会社である株式会社ビーネックステクノロジーズ（以下、「ビーネックステクノロジーズ」という）に承継することを決議し、2022年7月1日付で実行いたしました。

(1) 分割当事会社の概要

	分割会社	承継会社
商号	株式会社夢テクノロジー	株式会社ビーネックステクノロジーズ
事業内容	エンジニア派遣事業	技術者派遣、受託、委託、請負、有料職業紹介事業
設立年月日	1989年7月13日	2019年7月1日
本店所在地	東京都	東京都
代表者	代表取締役社長 中島 淳二	代表取締役社長 吉井 栄伸
資本金	70百万円	200百万円
発行済株式数	13,025,200株	1,100株
決算期	6月期	6月期
大株主及び持株比率	株式会社夢真ビーネックスグループ 100%	株式会社夢真ビーネックスグループ 100%

(2) 対象となった事業の内容

機械・電機部門におけるエンジニア派遣事業

(3) 企業結合日

2022年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

夢テクノロジーを分割会社とし、ビーネックステクノロジーズを承継会社とする吸収分割

(5) 本吸収分割の目的

当社は2021年8月に中期経営計画「BY25」を策定し、グループ各領域における高い事業成長を目指しております。夢テクノロジーEG社は、国内大手メーカーを中心とする全国の顧客企業に対して、機械・電機分野の技術者によるエンジニア人材サービスを提供しております。

今般「BY25」の具体施策を検討する中で、本吸収分割によって夢テクノロジーEG社を、同じ事業領域を持つビーネックステクノロジーズと統合することは、当社グループの機電領域の事業拡大を促進すると同時に、当社グループのエンジニアにより幅広い「仕事」の機会を提供することで、当社グループのPurpose「幸せな仕事を通じてひとりひとりの可能性をひらく社会に」の推進に寄与すると判断したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(自己株式の取得)

当社は、2022年8月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式の取得をすることを決議いたしました。

自己株式の取得に係る決議内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

中期経営計画における資本政策の一環として、株主還元の強化及び資本効率の向上等を図るため

(2) 自己株式取得に係る取締役会決議内容

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 3,000,000株（上限） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 4,000百万円（上限） |
| ④ 取得期間 | 譲渡制限付株式の対象取締役に対する割当後～2023年6月30日 |

12. 企業結合に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、当社連結子会社であるMTrec Limited（以下「MTrec社」）の普通株式の全株式をMTrec社に譲渡することを決議し、2021年7月30日付で株式譲渡契約を締結し、2021年8月3日付で譲渡手続きを完了いたしました。

(1) 株式譲渡の概要

① 当該子会社の名称および事業内容

名称	事業内容
MTrec Limited	製造スタッフ及び技術者の人材派遣業、人材紹介業
MTrec Care Limited	製造スタッフ及び技術者の人材派遣業、人材紹介業

②株式譲渡の相手先
名称 MTrec Limited

③株式譲渡の理由

当社英国事業は、食品事業やロジスティクス事業といった生活基盤を支える事業の割合が高いこともあり、業績は堅調に推移しております。今後さらに英国事業の成長と収益強化を図るべく、事業ポートフォリオの構成を見直し、選択と集中の観点から英国内における製造事業からの撤退を決め、MTrec 社の普通株式の全株式を譲渡すると同時に議決権のない優先株式を取得しております。

④株式譲渡実施日
2021年8月3日

⑤法定形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする MTrec Limited の発行済株式の一部譲渡

⑥譲渡株式数および譲渡後の所有株式の状況

譲渡株式数	1,900株	(議決権所有割合: 94.1%)
譲渡後の所有株式数	2,210,041株	(議決権所有割合: 0.0%)

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

関係会社株式売却益 283百万円

②移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産	1,634百万円
固定資産	57百万円
資産合計	1,692百万円
流動負債	377百万円
固定負債	1百万円
負債合計	377百万円

③会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と株式売却価額との差額を特別利益の「関係会社株式売却益」に計上しております。

(3) セグメント情報の開示において、当該子会社が含まれていた区分の名称
海外領域

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算値

売上高	1,319百万円
営業損失	21百万円

(取得による企業結合)

(株式会社日本アクシスの全株式の取得)

当社は、2022年3月18日開催の取締役会において、株式会社日本アク시스（以下、「日本アク시스」）の全株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年4月1日に全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社日本アク시스
事業の内容	研究施設向け技術者派遣及び業務請負 機械器具設置工事及び保守メンテナンス
資本金の額	20百万円

②企業結合を行った主な理由

当社は 2025 年を最終年度とした中期経営計画「BY25」の目標達成において、収益性が高く、継続的な成長が見込まれる技術者派遣事業の拡大を重要課題としております。

日本アクシスは、主要顧客である国立研究開発法人に技術者派遣などの支援業務を長年にわたって提供しており、近年では大阪大学工学研究科と共同研究契約を締結するなどの取組みも行っていきます。

フロンティア研究を行う公的機関向けの人材派遣・請負業務は、人材需要が中長期的にも高いと期待されており、日本アクシスを通じて技術者派遣の新たな事業領域の拡大につなげることを見込んでおります。

③企業結合日

2022 年 4 月 1 日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2021 年 4 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	996 百万円
取得原価		996 百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 66 百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

706 百万円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

10 年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	473 百万円
固定資産	294 百万円
資産合計	767 百万円
流動負債	182 百万円
固定負債	295 百万円
負債合計	477 百万円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳

①無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳

受注残 90 百万円

②全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

受注残 1 年

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の合併)

当社の連結子会社である株式会社インフォメーションポート、株式会社アローインフォメーション及び株式会社エス・ビー・オーは、2022 年 2 月 10 日開催の当社及び当事会社の取締役会において、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社インフォメーションポートを存続会社、株式会社アローインフォメーション及び株式会社エス・ビー・オーを消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という）を行うことを決議し、実行いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称（存続会社）	事業内容
株式会社インフォメーションポート	ソフトウェアの企画・開発・導入支援、受託ソフト開発
被結合企業の名称（消滅会社）	事業内容
株式会社アローインフォメーション	ソフトウェアの技術提供、受託ソフト開発
株式会社エス・ビー・オー	受託ソフト開発、システムエンジニアリングサービス

②企業結合日

2022 年 4 月 1 日

③企業結合の法的形式

株式会社インフォメーションポートを存続会社、株式会社アローインフォメーション及び株式会社エス・ビー・オーを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社オープンアップシステム

⑤その他取引の概要に関する事項

当社は 2021 年 8 月に中期経営計画「BY25」を策定し、グループの各事業領域での高い成長を目指しております。合併する 3 社はいずれも、IT ソフト開発の領域で実績を持つシステム開発会社であり、高い開発力によりこれまでそれぞれ得意とする業種のお客様に対して、システムのソリューション・サービスを提供して参りました。

今般「BY25」の具体施策を検討する中で、本合併によってリソースを集約し、エンジニアが活躍するプロジェクトの機会を拡充する事は、当社グループの IT ソフト開発領域の事業を拡大し、同時に当社グループの Purpose「幸せな仕事を通じてひとりひとりの可能性をひらく社会に」の推進に寄与すると判断したものであります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,436	62	83,866	83,928	72	5,722	5,795	△385	93,775
当期変動額									
新株の発行	124	124		124					249
利益準備金の積立					396	△396	—		—
剰余金の配当						△3,962	△3,962		△3,962
当期純利益						3,463	3,463		3,463
自己株式の取得								△4,050	△4,050
自己株式の処分			6	6				73	80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	124	124	6	131	396	△895	△499	△3,976	△4,219
当期末残高	4,561	187	83,872	84,060	469	4,827	5,296	△4,362	89,555

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4	4	88	93,868
当期変動額				
新株の発行				249
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△3,962
当期純利益				3,463
自己株式の取得				△4,050
自己株式の処分				80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	59	59	125	184
当期変動額合計	59	59	125	△4,035
当期末残高	64	64	213	89,833

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

投資有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～30年

構築物 10～45年

機械及び装置 7年

工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、役務収益及び受取配当金となります。経営指導料及び役務収益においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

当該会計方針の変更により計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

当社の事業は子会社に対する経営管理、経営指導及び投資が主たる事業となります。収益認識に関する会計基準等の適用に際して収益の認識・測定方法を整理する中で、営業収益の表示科目についても検討した結果、売上高を役務収益へ変更しております。

営業収益の表示科目の検討にあわせて、費用の管理方法及び表示方法についても検討した結果、当社の主たる事業の費用について、売上原価と販売費及び一般管理費の明確な区分が困難になってきたこと、当社の業績管理を行う上でも売上原価と販売費及び一般管理費を区分した管理する重要性が低下したことなどから、当事業年度より損益計算書の表示を営業費用へ一本化しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上した株式会社夢真の関係会社株式の金額 71,229百万円

(2) その他見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

市場価格のない株式等は、金融商品会計に関する実務指針92項及び285項に従い、移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当事業年度において、当該関係会社株式は、実質価額が著しく下落した場合には該当しないと判断しております。

②当事業年度の貸借対照表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先の超過収益力を反映した価額で取得した株式については、取得時に把握した超過収益力が引き続き存在する場合に、投資先の純資産持分相当額に超過収益力を加味して株式の実質価額を算定しております。

取得時に把握した超過収益力が決算日に存続しているか否かを評価する際には、株式会社夢真が営む事業の市場予測、当該会社の売上単価、技術社員数、稼働率が主要な仮定となっております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

市場予測は将来の事業環境の変化など予測不能な前提条件の変化により、関係会社株式の評価に影響を与えるリスクがあります。売上単価、技術社員数、稼働率は予測値と実績が乖離した場合、同様のリスクがあります。

6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期など正確に予測することは、困難な状況となっておりますが、当事業年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社事業への影響は限定的であったため、将来においても影響は限定的であると仮定し、関係会社株式の評価及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境に変化が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(従業員等に信託を用いた株式報酬制度)

当社は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）、執行役員及び執行役員と同等の扱いである上級役職者（以下、「取締役等」）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」という。）を通じて取得され、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度となります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則としてポイント付与後3年を経過した時期となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末が359百万円、245千株であります。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	210百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,905百万円
長期金銭債権	2,160百万円
短期金銭債務	12,246百万円
(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額及びコミットメントライン	33,500百万円
契約の総額	
借入実行残高	—百万円
差引額	33,500百万円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 6,493百万円

営業費用 217百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 81百万円

支払利息 6百万円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	272,768株	2,685,271株	59,286株	2,898,753株

- (注) 1. 上記自己株式には、「業績連動型株式報酬信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。
 2. 自己株式の数の増加理由は、単元未満株式の買取り請求による処分33,671株、自己株式の買付け2,651,600株であります。
 3. 自己株式の数の減少理由は、単元未満株式の買増し請求2,086株、譲渡制限付株式報酬による自己株式処分57,200株であります。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税等 6百万円

株式報酬費用 66百万円

子会社株式 1,719百万円

貸倒引当金 398百万円

関係会社事業損失引当金 157百万円

繰越欠損金 425百万円

その他 239百万円

繰延税金資産小計 3,013百万円

評価性引当額 △2,606百万円

繰延税金資産合計 407百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 28百万円

その他 62百万円

繰延税金負債合計 90百万円

繰延税金資産純額 316百万円

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	西田 穰	(被所有) 直接 0.5%	当社代表 取締役	金銭報酬債権の 現物出資(注) 1	25	—	—
役員	佐藤 大央	(被所有) 直接 3.0%	当社代表 取締役	ストックオプシ ョンの権利行使 (注) 2	389	—	—
				金銭報酬債権の 現物出資(注) 1	16	—	—
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を保有 している会 社等	有限会社志 (注) 3	(被所有) 直接 6.5%	不動産の売却 役員の兼任	当社の保養所の 売却 (注) 4	106	—	—
役員	村井 範之	(被所有) 直接 0.1%	当社 取締役	ストックオプシ ョンの権利行使 (注) 2	36	—	—
				金銭報酬債権の 現物出資(注) 1	13	—	—
役員	佐藤 博	(被所有) 直接 0.1%	当社 取締役	金銭報酬債権の 現物出資(注) 1	13	—	—
役員	小川 建二郎	(被所有) 直接 0.1%	当社 取締役	ストックオプシ ョンの権利行使 (注) 2	22	—	—
重要な子会 社の役員	David Masgrave	—	連結子会社 取締役	連結子会社によ る自己株式の取 得(注) 5	91	—	—

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

2. 2021年3月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき発行したストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

3. 当社代表取締役の佐藤大央及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

4. 価格等の取引条件については、専門家である第三者の価格査定書をもとに取締役会にて決定し、契約を締結しております。

5. MTrec LimitedとDavid Masgraveとの取引における取引金額については、本取引の目的等を総合的に勘案して、両者協議の上決定しております。

(3) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ビーネック ステクノロジーズ	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸借	資金の移動	1,210	短期借入金	3,109
				利息の支払	1	—	—
				経営指導料	826	その他 流動資産	75
子会社	株式会社ビーネック スソリューションズ	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸借	資金の移動	542	短期借入金	1,708
				利息の支払	1	—	—
子会社	株式会社夢真	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸借	資金の移動	2,191	短期借入金	2,191
				利息の支払	0	—	—
				経営指導料	1,205	その他 流動資産	110
子会社	株式会社夢テクノ ロジー	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸借	資金の移動	1,999	短期借入金	1,999
				利息の支払	0	—	—
子会社	Gap Personnel Holdings Limited	所有 間接 100%	資金の貸借	資金の回収	48	1年内返済 長期貸付金	189
						長期貸付金	1,433
				利息の受取	33	その他 流動資産	2
子会社	MTrec Limited (注)	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸借	子会社株式の売 却	1,304	—	—

(注) MTrec Limitedについては、2021年8月の株式の売却により、連結の範囲から除外しており、役員の兼任も外れております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 株式会社ビーネックステクノロジーズ、株式会社ビーネックスソリューションズ、株式会社夢真及び株式会社夢テクノロジーの資金の移動についてはキャッシュマネジメントシステムにかかるものであり、金利は市場金利等を勘案し決定しております。なお、取引金額は期首残高と期末残高の差額で表示しております。
- ② Gap Personnel Holdings Limitedへの貸付金の金利は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
- ③ 経営指導料等については、業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。
- ④ MTrec Limitedとの取引における取引金額については、本取引の目的等を総合的に勘案して、両者協議の上決定しております。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,014円 01銭

(2) 1株当たり当期純利益 38円 88銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、254,205株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、254,205株であります。

14. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年8月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

詳細につきましては「連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

15. 企業結合に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、当社連結子会社であるMTrec Limited(以下「MTrec社」)の普通株式の全株式をMTrec社に譲渡することを決議し、2021年7月30日付で株式譲渡契約を締結し、2021年8月3日付で譲渡手続きを完了いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 12. 企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

(取得による企業結合)

当社は、2022年3月18日開催の取締役会において、株式会社日本アクシスの全株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年4月1日に全株式を取得しました。

詳細につきましては、「連結注記表 12. 企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。